

令和8年度介護予防活動普及展開事業広島県アドバイザー派遣実施要領

1 目的

介護予防活動普及展開事業に係る広島県アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を派遣し、市町における介護予防事業（自立支援型地域ケア個別会議及び短期集中予防サービス等）に向けた支援を行い、地域における介護予防を推進することを目的とする。

2 実施主体

広島県及び広島県地域包括ケア推進センター

3 派遣先

市町（地域包括支援センターへの派遣も可能）

4 事業内容

アドバイザーは、市町における介護予防事業（地域ケア個別会議等）の推進のため、市町に次の事項に係る助言、指導及び援助を行う。

- (1) 地域ケア個別会議（自立支援型の地域ケア会議）等の立上げに関すること。
- (2) 地域ケア個別会議（自立支援型の地域ケア会議）等の運営に関すること。
- (3) 地域ケア個別会議（自立支援型の地域ケア会議）等実施後の課題に関すること。
- (4) 自立支援に資する介護予防ケアマネジメントに関すること
- (5) 短期集中予防サービスの推進に関すること。
- (6) その他、目的達成のために必要な事項に関すること。

5 アドバイザーの派遣

市町長は、アドバイザーの派遣を希望する場合、原則として実施1か月前までに派遣申込書（様式第1号）を、県保健所（支所）を通じて広島県健康福祉局地域共生社会推進課長（以下「地域共生社会推進課長」という。）に提出するものとする。ただし、広島市は、地域共生社会推進課長に提出するものとする。

6 派遣の報告

市町長は、派遣実施報告書（様式第2号）により、実施後速やかに県保健所（支所）を通じて地域共生社会推進課長に提出するものとする。ただし、広島市は、地域共生社会推進課長に提出するものとする。

7 経費

この事業に要する経費（報償費及び旅費）は、実施主体で負担する。

8 事業実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで